

ガソリンや軽油、灯油の取扱いについて

ガソリンスタンドで危険物を容器に詰め替える場合は、

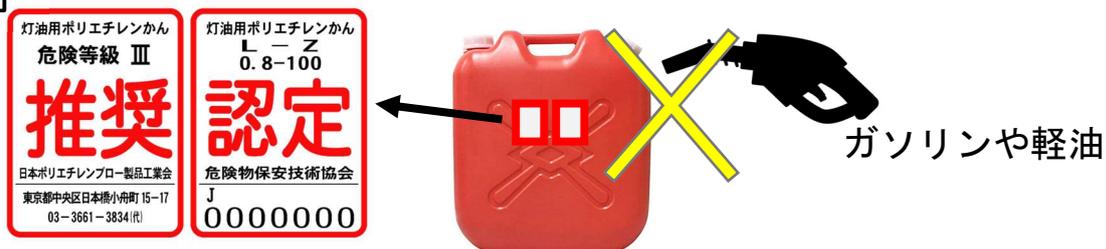
消防法令に適合した容器を使用しましょう。

なお、セルフ式ガソリンスタンドでは消防法令に適合した容器であっても、顧客自らがガソリンを容器に詰め替えることは禁止されています。

★灯油用のポリ容器にガソリンや軽油を入れることはできません。

灯油用のポリ容器は、灯油を入れることを前提として消防法令に定められた試験を受けていますので、ガソリンや軽油を入れることは想定していません。

例



ガソリンや軽油を容器に詰め替える場合は、**専用**の消防法令に定められた試験をクリアした容器を使用してください。



なお、ガソリンの携行缶に軽油を入れることは可能ですが、その場合は「軽油」と表示をしてください。

富士市消防本部予防課危険物担当